

## 千曲市循環バス車体及び車内広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市循環バス車体及び車内への広告掲載について、千曲市公共物等  
有料広告掲載取扱要綱（平成18年千曲市告示第72号。以下「要綱」という。）に定  
めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び規格範囲)

第2条 市循環バスにおける広告の掲載位置及び規格範囲は、別表「広告募集循環バス  
一覧表」のとおりとする。

(広告の掲載場所及び掲載料金)

第3条 広告の掲載場所及び掲載料金は、次のとおりとする。

掲載場所	掲載料金
車体	年額 40,000 円 / m <sup>2</sup>
車内	月額 1,000 円 / 1 枠

(広告の掲載方法)

第4条 車体広告は、カッティングシート等の剥離が可能な素材とし、車体塗装は行わ  
ないものとする。

2 車内広告は、紙類とする。

(広告の掲載期間)

第5条 車体広告掲載期間は1年間、車内広告掲載期間は1か月単位とする。

2 前項の広告掲載期間は、契約の更新により延長することができるものとする。

(広告掲載の審査)

第6条 申し込みがあった広告主及び広告内容については要綱第6条の規定による広  
告掲載審査委員会で審査し、広告掲載の可否を決定する。

(費用負担)

第7条 広告の作成費用及び車両への掲載費用、並びに掲載期間の終了又は掲載の必要  
がなくなった場合の車両からの撤去費用については広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するも  
のとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破  
損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定める。

附則

この基準は、平成19年7月9日から施行する。

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

この基準は、令和2年6月15日から施行する